

当別町町民活動支援システムポータルサイト団体等登録申請書

年 月 日

(あて先)

当別町町民活動支援システム運営協議会会長

当別町町民活動支援システム利用規約に同意し、次のとおり登録申請します。

[記入上の注意事項]

※の項目は、記入必須項目です。

その他項目の記入は任意ですが、団体等の概要を把握する上で必要となる情報ですのでできるだけ記入してください。

【団体名（個人で登録される場合は氏名）】

※	ふりがな	
※	団体名（氏名）	
※	登録区分	該当する区分一つにチェックしてください。
		<input type="checkbox"/> NPO 法人（特定非営利活動促進法に基づく認証法人） <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 活動を目的に組織された任意団体 <input type="checkbox"/> 町内会 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> 町内で生産活動を行う農家等 <input type="checkbox"/> その他

【代表者】

※	ふりがな	
※	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

【事務局（団体の担当者又は事務局の連絡先）】
 代表者と同一の場合は記入の必要はありません。

※	ふりがな	
※	氏名	
※	住所	〒
※	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

【利用を希望するサービス】※

<input type="checkbox"/>	ホームページ作成サービス ・希望サイト名：（ ） ・希望URL： http://portal.town.tobetsu.hokkaido.jp/town/***/ ※ ***を自由に設定できます。（ ）
<input type="checkbox"/>	町民ブログ作成サービス ・希望サイト名：（ ） ・希望URL： http://portal.town.tobetsu.hokkaido.jp/blog/***/ ※ ***を自由に設定できます。（ ）
<input type="checkbox"/>	メール配信システム利用サービス ※ このサービスを利用できるのは、ホームページ・ブログ作成サービスを利用する方に限られます。
<input type="checkbox"/>	町民外部ブログ登録サービス （登録を希望するサイトのURL： ） ※ このサービスを利用するには登録するブログサービスがRSS対応されている必要があります。ブログサービス会社にご確認願います。
<input type="checkbox"/>	産地直売販売管理システム利用サービス

利用を希望するサービス（1つ以上）にチェックを入れてください。

【団体の基本情報】

※	活動分野	該当する分野すべてにチェックしてください。
		<input type="checkbox"/> 保健・医療 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育・生涯学習 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術 <input type="checkbox"/> 健康・スポーツ <input type="checkbox"/> 環境・自然 <input type="checkbox"/> 防災・地域安全 <input type="checkbox"/> 人権・平和 <input type="checkbox"/> 国際交流 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 <input type="checkbox"/> こども <input type="checkbox"/> 情報・科学 <input type="checkbox"/> 経済・農業 <input type="checkbox"/> 消費生活・就労支援 <input type="checkbox"/> 町民活動支援 <input type="checkbox"/> 町内会 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> その他
	団体ホームページアドレス	http://
	設立年月日	年 月 日
	会員数	人
※	会則・定款等	該当する項目にチェックしてください。
		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は、本申請書に会則・定款等を添えてください。
	活動内容や目的など	

- 1 本申請書で記入いただいた情報は、ポータルサイトの管理運営のほか、緊急時において連絡を行う必要がある場合にのみ使用します。
- 2 ポータルサイトの運営等について、郵送物を送付する際には、事務局の住所あてに送付します。
- 3 本申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに当別町町民活動支援システム運営協議会あてに連絡願います。